第18期水俣学講義
「水俣病の補償・救済制度と胎児性水俣病患者」

2019.10.3　熊本学園大学

水俣学研究センター
田尻雅美

水俣病事件から何を学ぶのか

〇水俣病が公式に確認されたのは、1956年5月1日

〇政府に公害と認められたのは、1968年9月26日

〇水俣病と認定されれば「補償協定」

〇水俣病と認めない各種救済措置

〇しかし、今日でも「水俣病は終わらない」

〇水俣病と認定された患者たちは、補償を受けて救われたのか

水俣病の補償・救済

1959年12月30日	見舞金契約（チッソと水俣病患者診査協議会で認められた患者）
1973年7月	補償協定締結（チッソとの協定、認定された患者のみが対象）
1974年9月	公害健康被害の補償等に関する法律（認定された患者のみ）
1974年12月	認定申請者治療研究事業「認定申請者医療手帳」
1996年	水俣病総合対策医療事業 「医療手帳+一時金」「保健手帳」
2005年	水俣病総合対策医療事業の拡充「保健手帳」
2009年	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法「水俣病被害者手帳」
上記以外に訴訟で勝訴した患者の手帳がある。	

被害の状況（熊本県と鹿児島県）

表　熊本県と鹿児島県の認定申請者数の状況

	認定者数	現在の認定申請者数	申請者数延べ	棄却者数延べ
熊本県	1,790	577	22,108	12,807
鹿児島県	493	1130	5,691	4,066
合計	2,283	1,707	27,799	16,873

出典：熊本県：2019年7月末

https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=19936&sub_id=17&flid=160706 2019.9.5最終閲覧

鹿児島県：2019年7月末　http://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kurashi-kankyo/kankyo/minamata/toukei.html2019.9.5最終閲覧

	熊本県	鹿児島県	備考
95年政治的和解 総合対策医療事業	12,374人 （医療手帳11,152人、保健手帳1,222人）		平成27年環境白書 314～315P
平成17年10月～22年7月 総合対策医療事業	28,364人（保健手帳）		平成27年環境白書 314～315P
特措法による給付対象者：被害者手帳	22,816人	13,545人	2014年8月29日熊本県報道資料

水俣奇病対策と救済措置　発生当初「奇病・伝染病」

1956年 5月28日	「水俣市奇病対策委員会」（水俣保健所、市医師会、市立病院、チッソ附属病院、市衛生課で構成）発足し、患者の措置・原因究明にあたる。 伝染病と早合点して因襲的な考えから、ひたむきに患者発生を隠蔽していた。
7月27日	伝染病「擬似日本脳炎」とし、市隔離病院（避病院）に隔離 （日本脳炎に準じ、伝染病の防疫措置に従い実施） ＊医療費負担がない
8月	奇病発生地域の消毒　（消化器伝染病及び日本脳炎に準じて実施） 井戸の消毒、患者発生自宅の消毒及び単族駆除
8月3日	熊本県衛生部が、厚生省に「原因不明の脳炎様疾患多発」を報告
8月30日	熊本大学病院藤崎台分院、隔離病棟に「学用患者」として収容 ＊医療費負担がない　水俣市：1957年5月27日入院患者の付添人に食費月額4,000円を支給

1956年 11月3日	熊本大学研究班「伝染性疾患は否定、ある種の重金属中毒、特にマンガンが疑われる。人体への侵入は魚介類による。」 その汚染原因はチッソの工場排水が注目される
1957年 2月	熊大:水俣湾内の漁獲禁止必要
8月	16日　熊本県は、厚生省(当時)に水俣湾産魚介類販売の禁止措置について、食品衛生法適用の是非について照会 水俣市漁協、地先漁業の自粛を組合員に通告
9月	厚生省(当時)は　湾内魚介類すべてが有毒化した根拠はない **「水俣湾内特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められないので、当該特定地域にて漁獲された魚介類のすべてに対し食品衛生法第4条第2号を適用することはできないものと考える」**昭和32年9月11日、厚生省公衆衛生局長
10月	15日　水俣病奇病対策委員会、12人(うち3人死亡)を水俣病と決定、患者計66人。 水俣市、奇病49世帯の実態調査。生活扶助17世帯など
12月	26日　水俣市、奇病世帯に更生資金貸出(14世帯　64万円)

1958年8月	15日　水俣市議会対策特別協議会、水俣湾一帯の漁獲、食用自粛を促進することを決定 15日水俣市奇病対策委員会、水俣湾の魚を食べないよう地元へ自粛を要望、患者宅の視察 21日　熊本県、熊本県漁連関係漁協等へ水俣湾内での操業厳禁を指導通達
12月	水俣市立病院に水俣病専用仮病棟完成、患者11人収容
1959年7月	8日　　熊本県議会「水俣病特別対策委員会」設置 14日　水俣市立病院に水俣病専用病棟落成、29人が公費入院 熊本大学研究班会議で有機水銀説報告

1957（昭和32）年度　患者発生状況	49世帯　64人（水俣病事件資料集上巻361p）
1957（昭和32）年度　生活保護適用状況	17世帯　（水俣病事件資料集上巻361p）
1957（昭和32）年度　世帯更生資金貸付	17人　（水俣病事件資料集上巻364p）
1959（昭和34）年　患者発生状況	63世帯79人（死亡32人含）（水俣病事件資料集上巻542p）
1968（昭和43）年　患者発生状況	89世帯　111人（水俣病事件資料集下巻1734p）
1970（昭和45）年　患者発生状況	121人（胎児性23人、死亡46人）（企業の責任296p）

チッソは？

1958年9月	排水を水俣湾に注ぐ百間港から水俣川河口に変更
1959年9月	爆薬説：日本化学工業協会（日化協）大島理事、 旧軍隊が水俣湾に捨てた爆薬が原因
10月6日	チッソ附属病院ネコ実験で水俣病の発病を確認 →公表されず

被害は更に不知火海沿岸に被害が拡大　（海の汚染と患者の発生）

水俣市→熊本県→関係省庁
原因究明・危険海域指定・漁業禁止と区別立法など陳情

10月21日	通産省：チッソに排水を戻すことと排水浄化装置をつけることを指示
12月19日	チッソ：サイクレーターを中心とする排水処理設備を完成→のちの裁判で明らかになるが、全く効果のないものだった

事件名称	提訴	原告	被告	内容	
水俣病刑事事件(刑事)	1976年5月4日	地方検察庁	元チッソ社長・元チッソ水俣工場長	患者6人を死亡、1人に傷害を与えたとして、業務上過失致死傷害罪で起訴	79.3.22・一審判決・有罪・禁固2年執行猶予3年(被告控訴)、82.9.6・二審判決・控訴棄却(被告上告)、88.2.29・上告棄却(チッソの刑事責任が確定)

- **チッソ元社長ら有罪確定　水俣病刑事事件、32年ぶり決着**　朝日新聞1988年3月2日　朝刊
  胎児への致死罪成立　全被害者を一体視、時効未完成　最高裁上告棄却

メチル水銀を含む工場排水を熊本県の水俣川にたれ流し、水俣病患者を発生させた、として**チッソ**の元幹部の**刑事責任**が追及された「水俣病刑事裁判」の上告審で、最高裁第3小法廷（安岡満彦裁判長）は1日までに、同社元社長吉岡喜一被告（86）＝東京都大田区田園調布1丁目＝と、同元水俣工場長西田栄一被告（78）＝練馬区関町南2丁目＝の2人に対しともに業務上過失致死罪で有罪（禁固2年、執行猶予3年）を言い渡した1、2審判決を支持、被告側の上告を棄却する決定をし、通知した。決定は、職権によって1、2審で争われた論点に言及、（1）胎児性水俣病にも業務上過失致死罪は成立する（2）7人の被害者全員について公訴時効は完成していない、との注目すべき見解を示した。決定は4裁判官の全員一致による。

患者たちは？　患者とその家族の生活は窮乏、孤立

1957年8月	水俣奇病罹災者互助会結成（後に水俣病患者家庭互助会）

1959年11月25日
チッソ工場へ
補償金2億3千万円、
一人当たり　300万円を要求

チッソ工場側
「厚生省の発表では、病気の原因と工場排水との関係はなんら明らかにされていない」

1959年11月	水俣市に（11/21熊本県に陳情）被害補償の陳情
	工場前に座り込み

「魚をとっても売れない。それで漁民の暮らしだから食うの困っているのです。」
「もう、本当に食うか食わず、米代も皆働けないから、ないわけです」
「（前略）私たち正門に座り込んでおってはずかしい思いをしながら、従業員の人にさえも私たちは隠れながら、座り込みをやっておりました。」

見舞金契約　1959年12月30日　調印

死者	30万円
葬祭料	2万円
年金 成人	10万円/年
年金 未成年者	3万円/年 （成人に達したら5万円/年）

水俣病紛争調停委員会 1959年11月24日発足
寺本熊本県知事
岩尾熊本県議会議長
中村止水俣市長
河津県町村会長
伊豆熊日社長

「この案を呑まなければわれわれ調停委員会は手を引くといわれ、患者達は、生活の苦しさと孤立した闘いのなかで、ついに涙を飲んでその「見舞金契約」に調印した。」

原田正純：『水俣病』岩波新書 1989年　p 60

「将来、原因が工場排水と決定しても 新たな補償要求は一切しない」条項。

責任の所在もない。

その後、水俣病がチッソ株式会社を原因とする公害と認められる1968年まで被害者たちは放置。

＊1959年12月25日

厚生省　水俣病患者診査協議会設置（臨時）

（1961年9月 14日水俣病患者診査会発足（主管：熊本県衛生部））

1962年11月　胎児性水俣病が認定

法律による補償　－公害としての「水俣病」－

1968年5月	チッソ工場 アセトアルデヒド製造停止
9月	政府が水俣病は公害と認定
患者達	チッソと補償交渉を迫る
チッソ	「補償基準の目安がない」と具体策を出さず進展せず。厚生省に補償基準をつくる委員会設置を申入れ
厚生省	「水俣病補償処理委員会」を設置することになり、患者に対して「委員の選任は厚生省に一任し、結論には異議なく従う」という確約書を求めた
患者達	確約書を提出し厚生省に依頼する人達
	チッソと直接交渉する人達。
	「見舞金契約」二の舞を踏まないと決意した患者と家族29世帯112人（訴訟派）は1969年6月14日に熊本地裁にチッソの責任を追及するために提訴
1973年3月	水俣病第一次訴訟　原告勝訴判決
7月	チッソと患者の間で「補償協定」締結
1974年9月	公害健康被害の補償等に関する法律

水俣病に関する見解と今後の措置

昭和43年9月26日　厚生省

1 水俣病の本態とその原因

水俣病は、水俣湾産の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによつて起った中毒性中枢神経系疾患である。その原因物質は、メチル水銀化合物であり、新日本窒素水俣工場のアセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物が工場廃水に含まれて排出され、水俣湾内の魚介類を汚染し、その体内で濃縮されたメチル水銀化合物を保有する魚介類を地域住民が摂食することによって生じたものと認められる。水俣病患者の発生は昭和35 年を最後として、終息しているが、これは、昭和32 年に水俣湾産の魚介類の摂食が禁止されたことや、工場の廃水処理施設が昭和35 年1月以降整備されたことによるものと考えられる。

２ これまでの経緯と今後の措置

(1) 経緯

(イ) 水俣病については、厚生省は昭和31 年以来その原因究明と対策にあたるとともに、食品衛生調査会に水俣食中毒特別部会を設け、慎重に調査、審議した結果、昭和34 年11 月に厚生大臣に対してその答申が提出された。

また、患者に対しては38 年以来県、市と協力して患者の医療対策を進めてきた。

(ロ) 昭和34 年12 月新日本窒素肥料株式会社と患者グループとの間において民事上の和解が成立している。

(ハ) 昭和35 年2月政府全体としての総合的見地より、水俣病の原因究明と対策を検討するため、経済企画庁に「水俣病総合対策協議会」を設け数次にわたる検討が行なわれた。

(ニ) 本件の最終結論に関しては、本年7月経済企画庁長官と厚生大臣の話し合いにより、直接人の健康の被害にかかわる問題であるので、公害対策基本法の主務大臣が行なうこととされた。

チッソとの補償協定　1973年と2013年

表　チッソとの補償協定等による認定患者への補償内容　1973年

チッソが直接負担　（単位=円）

内容 / ランク	A	B	C
慰謝料	1800万円	1700万円	1600万円
特別調整手当　月額	60,000	30,000	20,000
医療手当(治療費)　通院	4,000～5,000		
入院	5,000～7,000		
医療費(治療費)	チッソが全額負担		
介護費	5,000～10,000		
葬祭料	200,000～233,000(1974年当時)		

出典)平成24年4月2日ミカコ第1号　チッソ株式会社水俣本部　本部長　木庭竜一「医療手当および介護費の額の改定について(ご報告)」「水俣病問答集」より作成

表　チッソとの補償協定等による認定患者への補償内容　2013年

チッソが直接負担　（単位=円）

内容 / ランク	A	B	C
慰謝料	1800万円	1700万円	1600万円
特別調整手当　月額	169,000	90,000	68,000
医療手当(治療費)　通院	24,800		
入院	24,800～35,700		
医療費(治療費)	チッソが全額負担		
介護費	46,400		
葬祭料	537,000		

出典)平成24年4月2日ミカコ第1号　チッソ株式会社水俣本部　本部長　木庭竜一「医療手当および介護費の額の改定について(ご報告)」「水俣病問答集」より作成

チッソとの補償協定　患者医療生活保障基金
1973年と2013年

表　チッソとの補償協定等による認定患者への補償内容　1973年

患者医療生活保障基金　（単位=円）

内容　／　ランク	A	B	C
おむつ手当	10,000		
介添手当	10,000		
香典	100,000		
胎児性患者就学援助金	小学生	25000／年	
	中学生	35000／年	
温泉治療費	無料券32回分 宿泊無料券4回分		
	家族無料券		家族半額券
鍼灸治療費	はり、きゅう施術利用証が必要		
マッサージ治療費	1回300円、20回／年(1974当時)		
通院のための交通費	270～680		
その他必要な費用			

出典）平成24年4月2日ミカコ第1号　チッソ株式会社水俣本部　本部長　木庭竜一「医療手当および介護費の額の改定について（ご報告）」、「水俣病問答集」より作成

表　チッソとの補償協定等による認定患者への補償内容　2013年

患者医療生活保障基金　（単位=円）

内容　／　ランク	A	B	C
おむつ手当	10,000		
介添手当	23,200		
香典	100,000		
胎児性患者就学援助金（1980年当時）	小学生	50,300／年	
	中学生	74,100／年	
温泉治療費	無料券32回分 宿泊無料券4回分		
	家族無料券		家族半額券
鍼灸治療費	はり、きゅう施術利用証が必要		
マッサージ治療費	1回1000、25回／年(1981年)		
通院のための交通費	270～600		
その他必要な費用			

出典）平成24年4月2日ミカコ第1号　チッソ株式会社水俣本部　本部長　木庭竜一「医療手当および介護費の額の改定について（ご報告）」、「水俣病問答集」より作成

法・通知・通達	認定申請者治療研究事業
施行年月	昭和49年12月
	認定申請者医療手帳
申請期限	＊有効期限：知事の処分があった月の末日まで
給付内容（金額は2015年）	
一時金	なし
年金	なし
医療手当入院	なし
医療手当通院	保留者には、研究治療手当（500円/療養日）
医療費	自己負担分を国・県が負担
介護費	なし
葬祭料	なし
針・灸治療費/療養費	針・灸施術療養費:月5回を限度（1回の限度額がある）
温泉治療券	なし
その他	介護費用（医療系サービス）の自己負担分
	◎保留者にはマッサージ施術の医療保険定期用外、再検診手当（500円/日）、離島手当（500円/療養日）、介添手当（月10日未満5000円/月・月10日以上20未満7500円/月・月20日以上10000円/月）を支給

公健法　認定制度が及ぼしたもの

医師に水俣病と診断されても、認定審査会で水俣病と認定されないと水俣病患者として認められず、補償を受けられない。

水俣病の未認定問題が大きな社会問題。認定申請者は増加。

裁判で解決を求める2000人以上の原告のいるマンモス訴訟が
熊本、福岡、京都、東京の地裁　で裁判が提訴

1990年9月	東京地裁「水俣病問題の早期解決のためには話し合いによるほかない」

水俣病事件史上初めて和解を勧告

水俣病被害者も高齢化
「生きているうちに救済を」苦渋の決断

1995年～1996年	政府による最終解決策に基づく和解協定 責任の所在のないもの・・・「水俣病総合対策医療事業」
	和解協定案を受託 訴訟に加わっていない患者各団体も解決策に調印 関西訴訟だけが調印せず。

表7　　各訴訟における和解勧告の状況

訴訟名	裁判所	和解勧告	和解受諾	
			チッソ	県
3次1陣訴訟	福岡高裁	平成2年10月12日	平成2年11月28日	平成2年11月26日
3次2陣訴訟	熊本地裁	平成2年10月4日	平成2年11月5日	平成2年10月31日
東京訴訟（A号・B号共通）	東京地裁	平成2年9月28日	平成2年10月5日	平成2年10月15日
関西訴訟	大阪地裁	平成4年12月7日	平成4年12月25日	平成4年12月25日
京都訴訟	京都地裁	平成2年11月9日		平成2年12月21日
福岡訴訟	福岡地裁	平成2年10月18日	平成3年1月22日	平成2年12月21日

出典）熊本県環境公害部『訴訟概要』平成5年10月　p 14～19を基に筆者作成

政治的和解も、責任の所在のないもの・・・・・

これによって水俣病問題は解決したとされ地域再生の「もやい直し」への取り組みへ

また、水俣病は、終わったと・・・

法・通知・通達	総合対策医療事業				
施行年月	（平成8年1月12日公布）				
	医療手帳		保健手帳		（新）保健手帳
申請期限	1992年6月～1995年3月				2005年10月13日～
	1996年1月22日～7月1日				2010年7月31日
	5年ごとの更新が必要		更新不要だったが、特別措置法施行後被害者手帳への変更が		
給付内容					
一時金	260万円		なし		なし
年金	なし		なし		なし
療養手当入院	23500円		なし		なし
療養手当通院	70歳以上 21200円	外来通院月2回以上	なし		なし
	70歳以下 17200円	外来通院月1回以上			
療養費	自己負担分を国・県が負担		上限月7500円・5回	自己負担分を国・県が負担	自己負担分を国・県が負担
針・灸治療費/療養費	上限月7500円月5回、1回限度額がある	月額7500円以内で国・県が負担（回数制限1回当りの上限廃止）温泉療養費が追加	1回限度額がある	月額7500円以内で国・県が負担（回数制限1回当りの上限廃止）	月額7500円以内で国・県が負担
温泉治療券	なし				
その他	介護費用（医療系サービス）の自己負担分				
	赤字：2004年水俣病関西訴訟最高裁判決で国・県の責任が明確になった後、平成17年より拡充。青字：拡充前。				

2004年10月　チッソ水俣病関西訴訟最高裁判決

1.責任について	国・県の責任が明確
2.対象者の要件(病像)	疫学条件+感覚障害だけの水俣病
3.賠償内容	1人当たり400万円～800万円

患者たちの新たな動き

・認定申請者が急増
・被害者の運動が広がった
・裁判も

水俣病患者と認めるのではなく、水俣病にもみられる症状がある人が対象

2010年	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法

新たな区分の水俣病患者→水俣病被害者
胎児性・小児性患者の切り捨て→出生年で区切る
加害企業の救済→チッソ分社化
国・県の行政責任は問われず
水俣病実態は不明　（被害地域・被害年数・人数）

法・通知・通達	水俣病被害者特別措置法	
施行年月	（平成21年7月）	
	水俣病被害者手帳	
申請期限	2010年5月1日～3年をめどに終了	
	（既に認定申請中・保健手帳所持者は2011年3月31日まで）	
給付内容	救済措置対象者	療養費対象者
	（一時金+水俣病被害者手帳）	**（水俣病被害者手帳）**
一時金	210万円	なし
年金	なし	なし
療養手当入院	17700円	なし
療養手当通院	70歳以上15900円	なし
	70歳以下12900円	
療養費	自己負担分を国・県が負担	
針・灸治療費/療養費	月額7500円以内で国・県が負担	
温泉治療券		
その他	介護費用（**医療系サービス**）の自己負担分	
	離島加算1月につき1000円	

新潟水俣病第4次訴訟和解	団体加算金2億円
水俣病不知火患者会集団訴訟　和解	団体一時金29億5千万円
水俣病被害者芦北の会（村上喜治会長、294人）	団体加算金：1億6千万円
水俣病被害者獅子島の会（滝下秀喜会長、88人）	団体加算金：4千万円
水俣病出水の会（尾上利夫会長、3782人）	団体加算金：29億5千万円

チッソと紛争終結の協定→対象者は、今後一切の裁判や自主交渉、患者認定の申請をしないことなどを約束
チッソ負担：一時金と団体一時金
調印に立ち会い

小林光	環境省上席参与
村田信一	熊本県副知事
宮本勝彬	水俣市長

あいまいにされたこと
「水俣病の発生・拡大に対する行政責任」
「水俣病患者としての補償」

1996年政治的解決　以降
　救済の対象者は水俣病ではないが一定の症状があり、
「救済を求めるには無理からぬ理由がある。」

2013年4月	溝口訴訟最高裁判決　勝訴　現行認定基準（52年判断条件）によって棄却とした熊本県の判断を覆した

「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」

平成26年3月7日
環境省総合環境政策局環境保健部長

2.総合的検討の内容

（1）申請者の有機水銀に対するばく露

①申請者の体内の有機水銀濃度	汚染当時の頭髪、血液、尿、臍帯などにおける濃度
②申請者の居住歴	住民数に比してどの程度の数の公健法等に基づく水俣病の認定があったかを確認すること
③申請者の家族歴	同居家族等の中に、公健法等に基づく水俣病の被認定者がいるかどうか、どの程度いるか
④申請者の職業歴	同居していた家族等が、漁業等の魚介類を多食することになりやすい職業に従事していたか、その内容と期間

第2世代訴訟		
2007年	10月11日	熊本地方裁判所に提訴
2008年	2月14日	第1回口頭弁論
2013年	11月1日	1人の原告が公健法の認定。
2014年	3月1日	判決　3人は水俣病と認め、5人は認めず
	4月	控訴
	12月8日	第1回　控訴審　福岡高裁
2015年	10月15日	認定義務付け訴訟を熊本地裁に提訴
2019年	10月25日	第21回　認定義務付け訴訟口頭弁論
2020年	1月10日	第22回　控訴審　福岡高裁

現在も続いている訴訟

・認定義務付け訴訟

原告：倉本さん　熊本地裁で係争中

第2回口頭弁論　7月11日（木）

・ノーモア・ミナマタ2次訴訟　原告約1700人

請求額　450万円

熊本地裁、大阪地裁、東京地裁

協定書　前文

七、 チッソ株式会社は、水俣病患者の治療及び訓練、社会復帰、職業あっせんその他の患者、家族の福祉の増進について実情に即した具体的方策を誠意をもって早急に講ずる。

2014年最高裁判決後の行政の発言

小泉純一郎首相（当時）2004.10.16 熊日朝刊	「被害に遭った方は大変ご苦労が多かったと思う。二度とあのような悲惨な公害を繰り返してはいけない。判決は厳粛に受け止める」
細田博之官房長官（当時） 2004.10.16 熊日朝刊	「当事者をはじめ、多年にわたり苦悩を強いられた方々に誠に申し訳ない気持ちだ」と謝罪 行政の不十分な対応が被害を拡大したとの批判に対しては「行政上の反省すべき点が多い事案だ」
小池百合子環境相（当時） 2004.10.16　熊日朝刊	原告が要求する判断条件の見直しや療養費支給などについて「真摯（しんし）に対応したい」

参考文献・引用文献・おすすめ文献
原田正純著『水俣病』岩波新書、1972年
原田正純著『水俣病は終わっていない』岩波新書、1985年2月
原田正純著『私の水俣学ノート　金と水銀』講談社2002年
原田正純著『いのちの旅ー「水俣学」への軌跡』東京新聞出版局　2002年
原田正純著『水俣病に学ぶ旅』日本評論社　1985年など
花田昌宣・原田正純編著『水俣学講義 第1～5集』、日本評論社
原田正純著『水俣が映す世界』日本評論社、1989年
熊本学園大学水俣学研究センター　『ブックレットNo.1～16』 熊本日日新聞社
砂田明編『季刊不知火-いま水俣は』季刊不知火・編集室、1975年5月～1979年3月
有馬澄雄編集『水俣病　20年の研究と今日の課題』青林舎1979年
水俣学研究センター資料叢書Ⅰ『水俣病に対する企業の責任』水俣学研究センター
水俣病研究会編『水俣病事件資料集上下巻』1996年